

イチョウ樹木・植栽の移植及び移植後空間デザイン業務委託に係る企画競争募集要領

令和8年2月20日
泉佐野市
成長戦略室
おもてなし課

泉佐野市（以下「市」という）では、「イチョウ樹木・植栽の移植及び移植後空間デザイン業務」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 業務の目的

本業務は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において、シグネチャーパビリオン「Dialogue Theater - いのちのあかし -」として展示され、大阪・関西万博閉幕後に保存されている「イチョウの木」及び「植栽」について、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「万博協会」という。）をはじめとする関係機関との適切な調整のもと、専門的知見に基づく技術的手法により、大阪府営泉佐野丘陵緑地（所在地：大阪府泉佐野市上之郷90番地）（以下「泉佐野丘陵緑地」という。）へ移植することを目的とします。

あわせて、移植に先立ち、移植場所の選定、空間コンセプトの設定及び概略配置計画を行い、移植後は実際の生育状況等を踏まえた空間デザインの調整及び活用方針の具体化を行うことで、移植から活用までを一体的に構築することを目的とします。

当該イチョウの木及び植栽は、資産価値の評価が確定しているものではないが、大阪・関西万博のパビリオンであったことから、その経緯及び象徴性に十分配慮し、価値を損なうことのないよう適切な移植及び活用を行うものとします。

2. 本業務の前提条件

本業務の実施にあたっては、次に掲げる前提条件をすべて満たす必要があります。

（1）移植の未確定性

イチョウの樹木及び植栽については、本市への移植が想定されているものの、現時点において移植の実施は確定していません。このため、関係機関との協議結果等により、移植が実施されない場合があります。

（2）予算成立を前提とした事前準備手続き

本プロポーザルは、市の令和8年度当初予算の成立を前提として実施する、年度開始前の事前準備手続きであり、当該予算が成立した場合に限り、効力を生じる業務です。

したがって、令和8年3月市議会において本業務に係る当初予算が否決された場合には、本プロポーザルに基づく委託契約は締結しないものとします。また、予算が成立した場合でも、議会の審議状況によって委託契約内容等に変更が生じる可能性があります。

なお、予算が成立せず契約を締結しなかった場合においても、本プロポーザルへの応募に伴い、応募者が本業務を実施するために支出した費用（提案書作成、調査、打合せその他準備行為を含む。）や、応募者が提供した知見、アイデア、ノウハウ等について、市は一切の補償又は対価の支払いを行わないものとします。

3. 業務内容

別添仕様書のとおりとします。

4. 業務実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本業務の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 市からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 泉佐野市暴力団排除条例(平成24年泉佐野市条例第28号)第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による更生又は再生手続きをしていないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。

6. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：1億5千万円（税込）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：実績報告書を市に納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

(6) 支払額の確定方法：業務終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年2月20日（金）
締切日：令和8年3月16日（月）正午必着

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年3月10日（火）正午までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、10. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者名、電話番号、E-mail メールアドレス）を令和8年3月10日（火）正午までに登録してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・企画提案書（様式2）
- ・財務諸表の写し（直前決算のものに限り）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・法人登記簿謄本の写し（発行後、3ヵ月以内のもの）

② 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより「10. 問い合わせ先」に記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。日時は別途通知いたします。応募多数の場合は、提案書等、書類による第一次審査を行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が 1. 業務の目的に合致しているか。

評価項目・評価の視点

本業務は、対象展示物の価値を損なうことなく移植を行い、移植後の活用を見据えた空間を構築することを目的としています。このため、移植を確実に遂行できる技術力および体制、並びに樹木・植栽への負担を抑えつつ可能な限り早期に完了する工程計画を重視して評価します。

評価項目	評価の視点	配点
技術力・事業遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none">・対象展示物（大径木・展示植栽）の特性を十分に理解しているか・掘り取り、養生、運搬、定植に至る一連の技術的手法が合理的か・根系保護、樹勢維持に対する配慮が具体的に示されているか・樹木医又は同等の専門的知見を有する者の関与体制が明確か・作業時及び作業後の安全管理体制が具体的に示されているか	30 点
工程計画・早期完了への配慮	<ul style="list-style-type: none">・移植時期の設定理由が、樹木・植栽の生理特性に基づいて説明されているか・「可能な限り早期に完了する」ための具体的な工程表が示されているか	25 点
空間デザイン・活用提案	<ul style="list-style-type: none">・大阪・関西万博のパビリオンであった背景や象徴性を適切に踏まえているか・移植後空間の役割（鑑賞・滞留・学び等）が整理されているか・管理・維持を含め、実現可能な空間構成となっているか・将来的な活用や発展の余地が示されているか	20 点
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none">・大径木又は展示植栽の移植に関する実績の有無・実績の規模・難易度・公共性・本業務に活かせる知見や工夫が示されているか	15 点
価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に対して見積金額が妥当であるか	10 点
合計		100 点

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、市ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 契約について

採択された申請者について、市と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、市との協議を経て、業務内容・構成、業務規模、金額などに変更が生じる可能性があります。実際の契約内容となる別添の仕様書に記載のある事項についても確認の上、応募してください。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、業務開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、業務実施に必要な情報等を提供することがあります、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

10. 問い合わせ先

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階

泉佐野市 成長戦略室おもてなし課

担当：新谷、檜

E-mail : omotenashi@city.izumisano.lg.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「イチョウ樹木・植栽の移植及び移植後空間デザイン業務について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。